

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
① 見解書 K の 2 (4)、3 (3)、4 (2)、5 (3) に対して 万が一の場合は、「直ちに、本件事業を停止し、前項緊急連絡体制に基づき関係先に連絡の上、原因究明し、異常な状況を解消できるような措置を講じます。」とあるが、貴社が本件事業に関して構築すべき各種ルールの中には、「危機管理マニュアル」的なものが無いが、もっと具体的にリスクに備えるべきと考えます。 ② 見解書 C について 事業の規模について最小限の規模にしたとの記述がありますが、事業完了 (2033 年 8 月閉鎖完了予定) 後は、同近隣地 (既存所有地) において同様の事業を計画実施しない方針を明示していただきたい。	
理由 (必須)	
① 見解書 L の 3 において、「参考として、大津市の最終処分場での運用しているマニュアルは以下のとおりであり、本件事業用のマニュアルのベースとします。」とあるが、事業における当然の事務取組マニュアルが存在するのみである。危機的状況を想定していない事業運営は企業としてリスク管理に欠けると考えられるため。 ② 将来、同様の施設が計画されれば、前回資料「生活環境影響調査」内においても示されている、計画地内の埋立区域(土堰堤を含む)が流域に占める割合は約 4%であり影響を及ぼす可能性は小さいとしている根拠が覆ることから。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田-1)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

処分場の件では、次のように差し止めの意見を出します。

「私たち地域住民は、日本国憲法にあるように健康に生きる権利や平穏に生活する権利が保障されています。

しかし、今般処分場建設の書類を見ると、私たちが安心安全に生存する権利が侵害されます。それは事業を実施することにより〈有害物質の混入〉、〈汚染水の拡散〉されることは明白であり、これが建設差し止めの意見です」。

理由 (必須)

本件産廃処分場については、流れ出す汚水は山田水源に流れ込み、山田地区住民の飲料水が汚染される恐れがあります。また、下流域の農業用水が汚染され、農作物が汚染され、人体に有害となる恐れがあります。以上のような内容を中心に、その他付随することも含めて、処分場の建設には反対であり、手続きを差し止めるよう強い意見を出します。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ロ・ハ 不明)

山田~2

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業には反対です。	
理由 (必須)	
環境の悪化が心配です。 将来の為に、きれいな水であり続けたいと思います。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 7 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質) 騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
水質汚染の懸念に対し、処分場設置に 反対です。	
理由 (必須) 流域の広い河川の源流域での処分場は 直下の農業用水取水及び上水道取水による 健康被害、農業経済被害が懸念されます。長期にわたる	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着) 安全保証が担保されない。

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)
浸透水等に影響があるようなことは想定できません。また「そのような可能性もあるため、法律によって許可はされないと考えます」と断じてらっしゃいます。法整備の不備が指摘され、年々改正されているが、未だ多くの問題をかわえている法律を (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 錦の旗として強行しようとしています。しかし最上位に位置する日本国憲法の第三章に「国民の権利及び義務」が定められている。事業者もその権利が認められていると思う。が、その条文には公共の福祉に反しない限り」と明示されているが、計画されている事業が水道水源に設置する事は公共の福祉に反していると思う。

理由 (必須) 193 件の意見に一つ一つに対応せず、説明会時と変わらない見解書の内容で有る。水質汚染防止対策については「想定し得ません」「あり得ません」等、測、予見できませんの見解表現が多く有る。過去多くの判例が安定型処分場の問題が指摘され、分譲地の形で法改正がされてきたが、未だ多くの問題をかわえる法を後述として、水道水源へ施設を設ける事は飲料水が汚染される恐れが深刻健康被害が必至である。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-8

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書 A 本件事業を実施することに対する社会的意義について	
ネガティブな情報だけを取り上げてこの事情を否定しているのではありません。	
不適切なごみ最終処分場は、現実に行っているのが実情です。	
B 項でも不適正事業者の実態を認めている文言があります。	
そのような状況で住民が素直に建設計画を認めることはできません。	
意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	
見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

211-6

事業計画見解書に対する再意見書-9

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 A 本件事業を実施することに対する社会的意義について	
本件事業用地が防災拠点施設として利用できるとありますが、 地域住民が臨んだことではありません。 この内容はどのような発想、あるいはどこからの指導があったのか聞かせてい ただきたい。	
意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山口 7

事業計画見解書に対する再意見書-10

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 A 本件事業を実施することに対する社会的意義について	
地域との共生について	
地域行事への参加・協賛、跡地利用など考えられない内容です。	
企業の一方的な考えで住民が要望したものでない。	
社会的意義のある事業と説く前に人の生命について考えていただきたい。	
意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	
見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山崎 8

事業計画見解書に対する再意見書-11

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 B 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について	
安定型産業廃棄物最終処分場運営事業自体を否定するものではありませんが、 なぜ水源に関する条例があるこの地域に建設しようと考えたのか理解できない。 この場所を選んだ理由として、企業理念のどの部分に該当するのかお聞かせ願いたい。	
意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ☒ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-12

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 B 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について	
9 項に大津夢の里第 2 処分場の実勢データを証明としたいとありますが、全く環境の違うところでのデータを証明としたいというのはあまりにも無茶な回答です。それが証明とならないということであれば、ほぼ証明は不可能と回答されています。わずかな証明をできる可能性があるのなら証明すべきです。その方法を回答ください。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-13

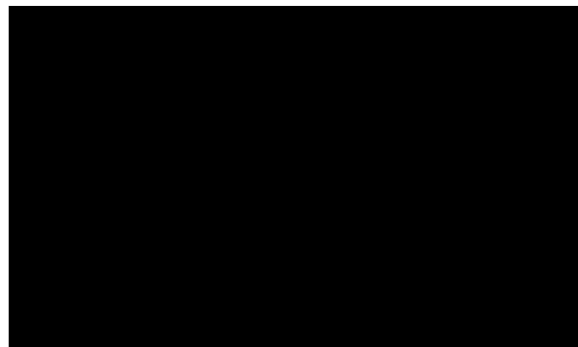
令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書 B 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について	
14 項に現時点で廃掃法が改正されていないとありますが、改正されているのでは。50 トン以上の排出する業者は、電子マニフェストの義務化となっていると思います。 電子マニフェストを実施していない業者からの受け入れを、絶対やらないという保証はあるのか。疑問である。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がばやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-14

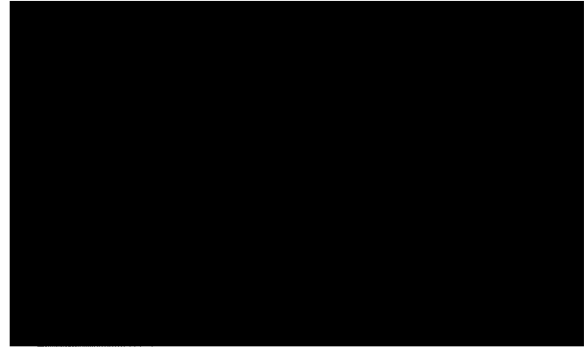
令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 見解書 C 本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について 1 項に各行政庁との協議・専門家からの意見を反映しとありますが、その内容を記したものはありますか。 また、その書類等は閲覧することは可能でしょうか。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-15

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 見解書 C 本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について 2 項に關係地区への説明機会をもう少し事前に設けるべきとの反省が記述されていますが、そのあとに關係法令等に基づき事を進めたとあります。 反省の後に法を盾にするやり方について、企業の体質が露になったのでは。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ☒ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-16

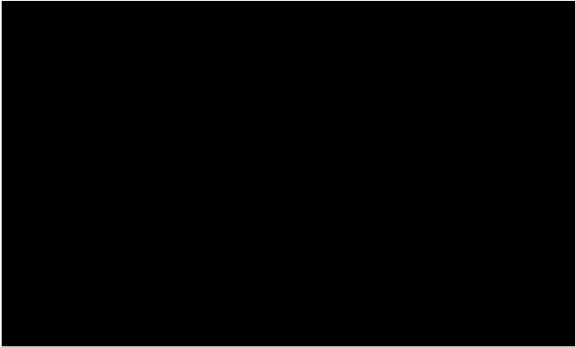
令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 見解書 C 本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について 4 項に大規模処理施設になればなるほど周辺地域への影響が大きくなると認識されています。 小規模の施設なら影響が少ないと考えられているというごとだと思いますが、少なくとも被害が出るようであれば、この計画は絶対許されるものではありません。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ☒ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-17

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 C 本事業の規模・生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について	
6 項に生活環境に影響が生じる恐れがある地域の範囲について県条例に基づき判断したとありますが、	
7 項で様々な諸条件を考慮したうえで適切な判断をしたとなっています。	
水源の上流域であることを無視しています。	
判断は適当であり適切ではありません。	
意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	
見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答でお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-1

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産廃施設建設計画について該当地域への事前相談をしなかったのは何故か。 全てが法的な処理で済まされるなら住民が納得できる法改正が必要です。 法的 (廃掃法) には、事前相談は三重県となっているようですが、原発の誘致に関することでも住民との協議が行われているように、生命に関することでは同じレベルの問題である以上、住民への説明は事前に行い計画を進めていくのが当たり前のことではないかと思います。環境を重視する企業として住民への配慮がなさ過ぎます。人体に影響を及ぼす汚染水の流出など、想定外の事態が起こることも十分考えられます。私たちの生命にかかわる問題であり、もし施設の建設が許可になれば未来永劫不安な日々を送らねばなりません。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-2

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 産廃施設の建設場所としてなぜ下阿波地区が候補地になったのか。該当地区の住民 (服部川から取水して生活する者) が飲料水や農業用水などに使用している水が汚染されるのではないかと不安になることは企業として考えなかったのか。 産廃施設を建設しようとしている土地は、この目的のために土地を買収したものではありません。この土地は元々ゴルフ場を建設事業に準備された土地であり産廃事業を行うために適正な土地として準備されたものではない。遊ばせておきたくない土地だからという理由で、産廃施設の建設事業を行うのは、あまりにも下流地域の住民の生活及び生命を軽視しているとは思えません。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-3

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 産廃事業計画の概要に、社会的意義サステナブルな社会を目指すと揚げられています が、もっともな内容であると思います。持続可能な社会を継続していくためには、人 が健全な生活を維持していくことが最優先されるべきと考えます。企業側の事業計画 の概要・理念などには、このことには触れていません。重要な事項です。 持続可能な社会を継続していくためには、それ以前に、私たちが生活していく上で必 要不可欠な水を確保することは、もっともっと重要なことです。それを確保してから の維持可能な社会があると考えます。健全な生活を維持していくことが、最優先され るべきと考えます。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-4

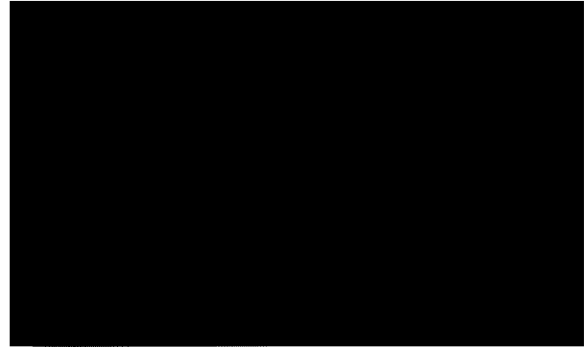
令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 産廃施設計画の概要資料は、一見きちんとまとめられた資料のように見えます。事務的に処理された印象があります。例えば、水質検査の数値や施設が稼働した時の予想数値など、その内容はどこが保障するのか責任の所在 (説明資料の検査機関の表示がない) がはっきりしていないので疑問であり不安である。このような企業には、日本における産業の安定した経済活動を支え持続可能な社会を目指すといったことを言える企業の資格はあるのだろうか、ないと考えます。到底、産廃事業を任せられる事業者でないと思います。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-5

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 説明会に対する企業側の姿勢について 説明会の開催は、法に基づく手順で開催し実績を残せばという感じを受けた。 「会場の借用終了時間が来たのでこれで終了します」といい説明会は終了。まだ挙手をして質問しようとしているのを拒否し閉会。企業側が理解を得るために開催した説明会であるのに誠意は感じられなかった。日を改め説明会を開催するのが企業側の対応ではないのか。事務的に開催された説明会であることが見え見えである。 伊賀環境サービス㈱は現在従業員がいないとの事。社長一人の会社で最高責任者である社長が説明会に出席していない。質問には答えられない状況で説明会を開催したと言えるのか。コンサルティング・有識者 (環境生活)の方が同席していたが何のため?必要でしたか。発言はありませんでした。(サンショウウオの生息の話のみ) 今回の説明会で確信したことは、このような会社に産業廃棄物の最終処分場を任せることはあり得ない。 不信感だけが心に残った。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田-20

事業計画見解書に対する再意見書-6

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 説明会までの経緯で疑問に思うこと 三重県は、この計画についてどのようにして判断をして企業側に、計画を進めるよう指導したのか理解できません。下阿波地区の産業廃棄物最終処理場建設予定地は、服部川下流で生活水 (飲料水・農業用水など) を取水していることを承知しているはずで、この産廃最終処分場建設計画の資料を綿密に確認した調査を行った結果、今後のスケジュールを進めたのだろうか。 想定外の事態が起こった時、国や県市が対処できる覚悟はあるのでしょうか。生命にかかわる水資源をどのようにとらえているか考えを聞かせて欲しい。 法的には中立の立場である県や市の担当職員は、説明会に参加しないとの事ですが、同席頂いて住民の考え方を聞いていただくことが大事ではないかと思います。 見解書の内容は、納得のいく明確な内容が記述されていません。 再度見解書を出してください。 意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書-7

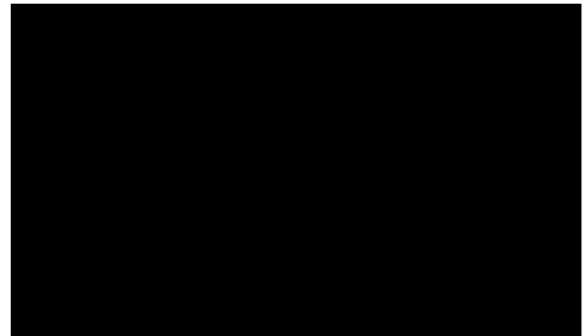
令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見・理由 (必須) (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 A 本件事業を実施することに対する社会的意義について	
見解文章はごみ処理問題に関する一般論であり人の生命にかかわる生活水の水源上流に処理場を建設することについての説明でない	
意見書 1 件に対し見解書を 1 枚にしてください。 見解内容がぼやけてしまいますので 1 問 1 答をお願いします。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 日本をとりまく異常気象による災害が全国的に発生しており伊賀地方に回ってくる可能性が高まっている。伊賀には活断層の富良野断層がある又近年発生が予想される東南海地震による地割れや地すべり断層により建設地が現況のまま存続することはほぼ不可能だと推定されます。産業廃棄物が流出し土壌汚染や河川の汚染が発生する。	
理由 (必須) 処分場を計画は水源が汚染され身体的人格権や平穏な生活権を大きく侵害する恐れがあるので反対します。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 産業廃棄物の処理施設の件について絶対反対します	
理由 (必須) 水源が汚染されるから	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田 24

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ 土壌 ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 服部川上流所流下地内に計画している産業最終処分場設置に反対です 全国で有害物質の混入により汚染水の流出が相次いでいます 有害物質の分別が不可能であることが認定されています 山田地区の水道水の取水口は処分場予定地の下流です 私達の生活水飲み水は服部川の水源に頼るしかないので 汚染された水を長年飲み続ける場合身体への 悪影響は避けられません 稲作でも汚染水で作られた米を 風評被害も心配です。	
理由 (必須) 予定5品目とそれ以外の物質の分別ができません 5品目以外の物質の混入が避けられなくなり実態です 人休や道植物への有害性の物質が含まれ心配です。 将来にわたって住民が不安を背負うことになる。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・ <u>生物</u> 景観・ <u>その他</u> (地域のイメージを損なう・風評被害)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
1. 目視チェックでは、安定 5 品目とそれ以外の廃棄物との分類することは、ほぼ不可能ではないか？ 2. 安定 5 品目の中には、酸性雨などにさらされることにより化学的変化を起こし有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず、金属くずなどが含まれている。 3. 水道水水源地に安定型産業廃棄物処分場が設置・操業されれば水道水源が汚染され多数の住民に健康被害をもたらす可能性がある。 4. 伊賀市には水道水源保護条例があります。このような迷惑行為は直ちに撤回ください。 第 2 条 (2) 水源保護区域 (4) 規制対象事業場 水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁する恐れのある事業は対象事業場と認定。	
理由 (必須)	
本件より流れ出した汚水が山田水源に流れ込み、山田地区住民の飲料水が汚染される恐れ= <u>人格権の侵害</u> 。また下流領域の農業用水が汚染される恐れ= <u>水利権の侵害</u> 安定型産業廃棄物の違法処理が横行している例が、福岡・佐賀をはじめ全国各地に事例が存在する中、利益重視の企業体制に懸念を抱いている。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ 悪臭 ・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 「全国で 93/100 の安定型最終処分場が既に埋立されており、 概ねこれが正常に稼働していると考えられます。」 と回答をいただいているのですが、「概ね」や「考えられます」が 納得できません。 自視テックでは、ヒューマンエアーを招く恐れがあり、 やむを得ません。	
理由 (必須) 大山田地域の住民の 人権・水権・漁業権が 守られないため。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> （ ）
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。） 山田自治協意見書 NO.35, 152に対する見解について 御社の事業活動を否定するものではないが、我々に保証された人格権を侵害することになりうる飲料水の汚染について、水質汚濁の恐れがあることは数多くの安定型産業廃棄物処理場の事件から明らかであり、オオサンショウウオの生息についてもその生態維持を保証できるものではないため、計画地域での事業活動は認められない。 地域住民の人格権を侵害してもなおその地域での事業活動を実施しなければならない理由を明確にされたい。	
理由（必須） 水質汚濁の恐れがあることが明白であるため	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

山田 28

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) <u>環境調査として水質検査に用いる採水は御社で行うのではなく第三者が実施し、分析を第三者が行うべきである。さらに埋め立て処分場であることから地下水や土壌の汚染が懸念される、詳しい調査分析の必要性が十分にある。</u>	
理由 (必須) 古来より我々伊賀住民は飲料水及び農業用水などに恵まれ、生活用水として大切に利用してきた地です。 天から与えられた大切な命の水を汚染するようなことは我々の世代でしないうちに下す。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

PFOA、PFOAの飲料水は29日本の基準は500ng/L 英国、独逸国では100ng/L 中国に
 於ては1000ng/L と日本も基準値は倍の数値に上げてある。(カルキで消毒水と
 しての基準はないと示してある。意味としては考へては~~減~~と位置の量なら又又
 と考へられていたのか、判りません。これだけの値を含有一切の汚染物質とい
 うのも、その中に~~是~~別々に除去するとか、お示ししてある。有害材料の~~又~~は
 して活性炭等の使用を考へてあるから、これが果に完全無害化~~は~~の~~約~~束
 定めの~~あり~~か、~~範囲~~内~~に~~思ひます。

取りに埋めたる所にて石の工を初め、石材にしたる終りとありて、
その後の作業、管理子院でなれるものだから、早明である。

大地震: 2011年の大震災の被害は不可計に達し、20世紀以来最大の災害で、この場合、被害は外に波及して、経済、社会、文化、教育の各方面に及ぼした。

理由(必須)のか。県の度々たき草か一帯の行先になるのか？

一度支付した環境は、我々には変え難いものである!!

[illegible]

ニ、この問題は阪神川流域伊賀市民の問題として捉へるべきこと

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・**ハ**・不明）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 自然豊かな大山田を守り続けたい。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（風評被害）
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。） ○安定型最終処分場からの水は必ず有害物質等が含まれている水が排水されるというのは誤解ですとあるが、判例から本件計画の様な方法では有害物質の混入を防ぐことは不可避で、汚染水が処分場外に拡散していくことは明白です。「水道水」や「農業用水」の汚染により住民の健康に深刻な被害が生じる恐れがあることから、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。 ○本件事業により風評被害が発生しなければ何ら問題がないとしているが、判例や日本弁護士連合会からの意見書からも安定型最終処分場からの汚染水による地域と農作物（伊賀米）に対する「風評被害」は免れない。 ○伊賀市水道水源保護条例について、現時点において本件事業が本条例に定める「規制対象事業場」に認定されているものではないとされているが、判例等から水質の汚染が発生しないことが立証されていない以上、山田水源を汚染する「規制対象事業場」と考えられ、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。	
理由（必須） 判例等から本件計画の様な方法では有害物質の混入を防ぐことは出来ず、また判例等から安定型5品目であっても、プラスチックの添加剤や可塑剤等の有害物質の混入は免れないことが明らかであり、下流域を水源とする山田水源を汚染する恐れがある。	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・㊦・不明）

山田-32

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
水質、土壌汚染が困るので、事業に反対します。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

24-33

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 計画の撤回を求めます。 生活環境が汚染がひどく壊れた時、誰が責任を負うのでしょうか。 あなたたちの利益のために、なぜ私たちが被害を被らなければいけないのでしょうか。絶対に建設反対です。	
理由 (必須) 地下水の汚染、農作物等や山田地区への風評被害、 次世代のきれいな環境を守りたいので計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 発生が見込まれている <u>東南海地震</u> 、温暖化の影響から近年多発している <u>線状降水帯</u> の発生等々、想定を超える規模の自然災害が当該最終処分場に被害をもたらし、汚染水質等が流出した場合、命の水・米等農産物への影響は明白。このため、生活環境の保全上の見地から、建設反対。	
理由 (必須) 近年発生している『 <u>想定外</u> 』 <u>自然災害</u> ・・・2011 年 東日本大震災、2024 年台風 10 号(巨大化迷走・ノロノロ)、2024 年能登半島「1 月 地震・9 月 大雨特別警報」等々があり、今後、自然災害が皆無でない。ことから。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月23日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種別	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 見解書 B 11 安定型産業廃棄物最終処分場の不適正処分事例が見受けられ、工事差止、あるいは許可取消処分等に関する事例がインターネット上で公開されており、日本弁護士会が環境省に対し、安定型産業廃棄物最終処分場の危険性について意見書を提出されておりますが、そのことだけをもって、本件事業において「100%有害物質が排水される」、「地下水が汚染される。」ということも断言できず、かつ、これらの情報や事象が、本件事業の危険性を示す直接的な証明になり得るものではありません。 不適正処分事例について ◆不適正処分事例が見受けられた最終処分場と当該最終処分場の違いの丁寧な説明 本件事業について ◆下線部 <u>断言できず</u> とあるが、可能性を排除することができないのか	
理由 (必須) 御社見解書の考え方の確認	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 5 条第 2 項及び条例規則第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 見解書 D 安定型産業廃棄物のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて 弊社の計画する本件事業によって埋め立てられる廃棄物は上記イー①のうち、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、(ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず)、がれき類 (非飛散性石綿含有産業廃棄物を含む)」であり、有害物質・有機物などの付着がなく、 <u>雨水などにさらされても変化を起こさない</u> (容易に化学的変化を起こさない) 廃棄物です。 上記下線部の雨水について、酸性雨にさらされた場合、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くずなどは有害物質を溶出することがあることから、この汚染水が服部川流出し水道水が汚染され健康被害の可能性が危惧される。	
理由 (必須) 水道水汚染の健康被害	

提出期限：令和 6 年 1 0 月 1 3 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田 3

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月 25日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 E 安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法 (工程) について	
5 搬入された廃棄物に関して、受付にてマニフェストの確認を行い、トラック から廃棄物を下す前に、 車上にて目視確認・検査を行い・・・ (12 頁)	
最終処分場受入れ品目「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、(ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず)、がれき類 (非飛散性石綿含有産業廃棄物を含む)」を、車上にて目視確認・検査で、これら以外の廃棄物とを見分けることが困難である。このため、有害物質を含む廃棄物が埋立された場合、有害物質が最終処分場から流出し、水質汚染し服部川取水の水道水への影響は明白。このため、生活環境の保全上の見地から、建設反対。	
理由 (必須)	
水道用水への影響。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 5 条第 2 項及び条例規則第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) F 水質汚染防止対策等について 及び G 本件事業の施設の構造等について R6. 9.21～23 の能登半島豪雨『72 時間 500 ミリ超え雨量 この地域過去最多』とのことであった。当該伊賀市下阿波地域に線状降水帯発生等から、これと同程度の降雨があったとした場合、F 及び G について、安全な計画・設計なのか、汚染水の流出がないのか不安と恐怖心があり、御社の考え方を知りたい。	
理由 (必須) 『想定外』豪雨発生の見地	

提出期限：令和 6 年 1 0 月 1 3 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

飲料水が汚染される恐れがある。
農業用水が汚染される恐れがある。
有害物質を排出し、土壌が汚染されるのか。

理由 (必須) 埋立は業務 5 年、管理期 2 年で、その後の管理義務
無いと取っているが、これ将来 (子孫) に汚染による
健康被害が発生した場合、誰が責任を取るか。業者が
県からの確約 (念書) の取交わりが無い限り建設には反対
します。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
1. 水質、2. 土壌、3. 景観、に影響します。 ・ 絶対に反対します。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山崎 41

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

- ① 処分場から汚水が流出すれば山田水源に流れ込み飲料水が汚染され人格権の侵害となります。
- ② 農業用水が汚染されれば地域ブランドとして評価されている伊賀米に致命的な打撃を与え水利権の侵害となります。
- ③ 処分場は埋立業終了管理期間と合せて7年で管理義務はなくなるとのことですが、その後、汚染問題が発生したる誰が責任をとるのでしょうか？

理由 (必須)

全国各地で産業廃棄物の汚染問題が発生している中で水道水源地に処分場の設置・操業には絶対反対です。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
・飲料水が汚染される ・農作物にも汚染が ・由緒後の汚染問題の責任が ・処分場建設反対です ・全国各地で処分場から有害物質の流出がある	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

産業処理場建設に反対。当然、市民達に安全だと自信を持って説明でき、理解を得られる根拠があるのかどうか？

過去に汚染物質が検出された事例を考えると、とても信用性に欠けるものがあるため、賛成できるものではない

理由 (必須) 土壌から汚染物質が検出された場合、農家の健康被害が拡大する恐れがある。

最悪、市民の健康被害の可能性も考えられる。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

、服部川の水は地元住民の水道水として利用しており、
健康増進上問題あり、住民の生命に大きく関わる重大な
ことだ。当地では米作りが生活を支えている家々
が多い。伊賀米ブランド特Aとして、地産地消が高い。
水質に問題発生した場合、同様に被害もかき得る。
重大な損失がある。地元住民も含め無視して、
営利目的で我々のための事業がある。また、当該場所、鎮域
内問題発生した場合、誰が責任とるのか、よく検討は必要である。

理由 (必須)

、地元住民の生命に関わる重大な問題がある。
、同様に被害が発生した場合、米作りが
生活の成り立ちに大きく関わる。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質) 騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
理由 (必須) 処分場の埋立て業務5年、管理業務2年で管理業務がはい、それから降 何かあったら、それ後は誰が責任をとってくれるのか? 生活用水の安全 環境の破壊など 私は反対です	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
処分場建設に反対する。	
理由 (必須)	
1. 現地は水源保護地域であり水質の悪化が ^懸 念される 2. 将来にわたり汚水や臭気の原因になる。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

214~47

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
先回にも指摘したように 自然保護、清流を守る観点から 上流域での 産業廃棄物処分場建設に反対です。 いわんや、今回計画されている処分場は、数年後には 管理義務はないとかい。	
理由 (必須)	
そのような、捨てっぱなしの処分場を この大山田に作ることは 声を大にに 反対します。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気 ☒ 水質 ☐ 騒音・振動 ☒ 悪臭 ☒ 土壌 ☐ 地盤 ☒ 生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業計画に反対です 業務期間、管理期間が 終わった後に 起こるであろう 悪影響を 次世代の 住民に 負わせるわけには いきません。 今後 問題が 起こる時に 「管理期間が 終わってから」も 責任を 求められる と思います。	
理由 (必須)	
上記の通りです	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
知事場予定地より下流に住んでいます。埋め立てることで^{土壌}や水が汚れてしまうのではないかと、とても心配です。 私達の日々の生活が脅かされるのではないかと不安です。飲んで水道水が飲めなくなったり。田畑への影響も含めて、何年・何十年後に有害物質に汚染されてから責任だの何だの言っても遅いんです。安心できる土地で生活することは当然の権利だと思います。 処分場建設に断固反対です。	
理由 (必須)	
安定型^(の管理)最終処分場は人による目視と年作業1と聞きます。 どんどん増えていく廃棄物から有害物質を完全、確実に取り除くなんて出来ないと、思います。雨で流出すること考えられます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
水道水が 気配りのため 反対です	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 安定品目を目視チェックだけで、その他の廃棄物と分類する事は不可能だと、これまでの裁判所の判断が示している。 さらに、安定品目自体の有害性も認められています。 以上の理由から、水道水源の上流に危険極まりない産業処分場を建設する事に、断固反対いたします。	
理由 (必須) 上に記載、 岸田様へ、転石は毎日処分場から出る水飲みますか？ 10年飲んでお経けて安全性を示してから、建設の議論をしよう。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

自然豊かなこの大山田に産廃処分場が建設されると
いうことには断固として反対します。また危険性が
指摘されているにもかかわらず、今では安定型
産廃処分場を建設しようとしていることに大変
憤りを感じます。

理由 (必須)

このまま処分場が建設されたら...と考えると不安があり
ません。安心して生活し、いつまでも自然とともにくら
していきたいです。そして未来の子供たちが、安心、安全に
くらすよう願っています。そのためにも、今後は大人が、頑
張らないと

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着) いけないと思っています。

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
有害物質を含まない安定品目は信用できないし、汚水の流出を防ぐシートのない素掘りの穴に、直接埋めるのは論外。	
理由 (必須)	
水道の水質汚濁や伊賀米等の風評被害	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
大山田地域は豊かで美しい水により、伊賀米をはじめとする 様々な農作物が生産されています。 これらの農作物はこの施設の建設により、影響はないと 全く判断できないと思います。	
理由 (必須)	
施設の汚染水が処分場の外に流出していくと 思われるため。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
安定型処分場 敷地内にて工場への侵襲が無いと 説明できそうですか。	
理由 (必須)	
周辺の工場への有害物質の混入が 旨無ではないと 考えらるため。	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画書では、埋立て開始から、7 年で処分場が肉鎖 されるとなっていますが、 周辺の土壌や、地下水の影響を 12 年 7 年が 有無の判断ができるのでしょうか。	
理由 (必須)	
これにより、地域住民が反対していることと理解しているため、 処理場運用前後のケアとしっかりする必要があります。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
建設反対	
理由 (必須)	
汚染水が「水」に配	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 産廃処理施設の建設に反対します。	
理由 (必須) 汚染水による水利権の侵害や安全が保障されないため。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
断固、反対します。	
理由 (必須)	
将来的な安全・安心が保障されない為。 (水質、土壌汚染等々)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
建設反対 汚染水問題	
理由 (必須) 汚染水は水利権・漁業者の被害を受ける。 事業計画において安全・安心が全く保障されない。 川の上流に処分場を作る意味が不明。業者の利益の脅か	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

思えない。

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田 61

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月 27日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物の埋め立てに伴い、土壌汚染、悪臭等 に懸念される。	
理由 (必須)	
埋め立て予定地は周りに水田、川、民家も近くもあり、又安定型処分場 ということになり、将来何らかの不安定な方法をとるようなので、処分方法、 処分場所の見直しも、検討してもいい。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ・なぜ 7 年で管理がなくなるのか、 ・なぜ責任が短期で終わるのか、	
理由 (必須) ・住民の反対は長期(10,20,30年)の管理で責任を、	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) ・安定型産業廃棄物処分場では、汚水防止シート・遮水工等の設備のない門 (素掘り穴) に廃棄物が直接埋められる事。 ・搬入時には、事業者の目視をうけて埋められる事。	
理由 (必須) 上記の事より、施設外に有害物質の流出が確認し、この地域に深刻な水質汚染・土壌汚染・大気汚染を引き起こす可能性が大きいと考える。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
(意見) 意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 見解書に一定の方向性を示しているため、これから過去に建設された安定型産廃処分場において、有害物質による汚染事故が発生しています。100%安全と言い切れないのが現状ではないかと。	
理由 (必須) (意見) 見解書では安心ですと、建設に反対します。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 7 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質) 騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
山田地区住民の飲料水が汚染される恐れ 農業用水が汚染される恐れ など 住民へ の不安の解決、対策が見えない。よって 建設は、絶対に中止すべきだ	
理由 (必須)	
多数の住民の健康被害をもたらす可能性 が多大 (生命にかかわる危険性がある)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ 土壌 ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
処理施設は、どこも高い塀を作り中の様子から分らないので、川や田畑への影響が怖い。又大型車両の出入りにより騒音、振動で静かな生活が脅かされる	
理由 (必須)	
産業廃棄物の処理後の安全性に疑問	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
服部川の水質に影響がある可能性があり、 大山田地区のみならず、下流域への影響も心配 である。	
理由 (必須)	
産業廃棄物が安全をものばかりとは限らない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場からの有害物質が土壌を汚染し、その土壌から 出る水が、河川を汚染する恐れがある。	
理由 (必須)	
100% 安全だと限らない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

大山田地区は第 1 産業中心 (伊賀米・伊賀牛) の地域で最上流域に産業廃棄物処理施設が設置されるのは大きな問題に、特に水質汚染は農産物だけでなくそこに住み入りの生活に大きな影響をもたらす。特に今問題になっている有機フッ素化合物 (PFAS) は発がん性の疑いがある。こういった問題は今の時点では問題になっておらず後年のおきる問題になることから現在ではわからない問題がある時点でこういった施設を設置されるの係反対である。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和8年9月26日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (工事後水が心配いであ)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産業を持ちこみため大型の車両の走行により車より排気される CO2増大化、振動による周辺の環境の破壊する	
理由 (必須) 上記により住民の安心が得られないため 産業建設に反対します	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田-71

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 近年、伊賀米の評価が高くなってつ子と聞きます。 その中でも服部川、周辺は特に良し伊賀米の生産地です。その上流に産廃の処分場が有子と言う事は、伊賀米のイメージダウンになると思う。 今は良くても、何十年も先に水質汚染問題が出るのではないかと。	
理由 (必須) 河川の水質汚染で反対します。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 (

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・(水質)・(騒音)・(振動)・(悪臭)・(土壌)・(地盤)・(生物) 景観・その他(交通安全)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ・ 大量の産廃を持ち込む為には大型の車両が多数走行する。トラックから排出されるCO₂の増大、騒音、振動が周辺の環境を破壊する。 ・ 産廃物の中身を全てチェックできない為、万一有害な物質があっても、被害が出てからしか分からない。	
理由 (必須) 上記より、住民の安全安心が保障できない為、産廃処分場の建設に反対します。	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・騒音・振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産業廃棄物の処分過程で 温室効果ガス やダイオキシン等の環境汚染となる為。 又、大気汚染や水質汚染による健康被害 へと発展する可能性がある。	
理由 (必須) 産業廃棄物を無害するには膨大なコストか かる為、企業利益を優先するあり。ごおしたり 不法投棄や放置し社会問題となる事がある為	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

反対します

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ☒ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・●その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
① 見解書 F-1-(1)-イ、K 水質検査結果の公表については、関係機関住民自治体だけでなく、インターネットに公開するなど、公表の隠ぺいとならないようにしてください。また、水質検査において、著しく変化が生じた場合の対処については、一時的に処分を見合わせるなど、事業を停止するという記載が全くなく、「措置を講ずる」との記載しかありません。「事業停止を検討する」ということを考えていないのであれば、本計画には反対せざるを得ません。 ② 見解書 H 163号は迂回路がない地区(広瀬→下阿波)もあることから、仮に崩落事故があった場合の対象方法について、見解を公表してください。また、搬入経路については、どのような経路を想定しているのか、あらかじめ公表してください。	
理由 (必須)	
① 水質検査に著しい事態が起きた場合の対処方法について、明記しておらず、ケースによっては、他の要因に責任転嫁するとも捉えかねません。当地域では、他の大規模開発等がないことから、水質が変わった場合については貴社の責任が第一義的に考えざるを得ないと思いますが、その場合の対処は真摯に対応してもらえるような見解となっていないことから、不信感がぬぐえません。 ② 当地区の幹線道路については、脆弱です。また、指摘の箇所については、以前、崩落した過去もあり、道路の渋滞等がありましたが、この場合は、住民の通行を優先すべきと考えます。いわゆる山田地区より西側から搬入する場合は、名阪国道側(中在家 IC)からの迂回が考えられますが、そこまでして事業を継続する必要性は考えられませんが、見解を公表してください。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ (ハ) ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・●その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
③ 見解書 C 地域を指定する範囲として、大山田地域内が法令に基づき適切であると見解ですが、仮に当該地域以外からの説明を求められた場合は、説明会を実施しないという見解でよろしいでしょうか。 ④ 見解書 J 風評被害が発生させないことは、住民側にも責任があるのは理解できますが、そのためにも水質調査の積極的なネット公開、また現場の説明会の実施など、仮に事業が認められた場合も行ってください。また住民側からの要望があった場合の対処方法について、具体的に記載してください。	
理由 (必須)	
③ 法令に基づき決定した地域と実際に影響のある地域は異なります。この場合、事業を進めていく事業者として、他の地域の意見を聞かないとも捉えられかねないともとるため、事業者の姿勢として信用できかねます。 ④ 貴社が考える「努力」が何なのか、具体的な記載がないため。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) A. 事業計画地の下流の「泥渋井堰」から農業用水を当地区は取水して「伊賀米」の作付をしています。特に「伊賀コシカリ」は、日本穀物検定協会主催の「令和 5 年度米の食味ランキング」にて 2 年連続、9 回目の最高評価「特 A」を取得しています。取水していることで汚水により農作物が汚染される恐れがあります。 B. 山田地域の水道の水源は服部川です、本件より流れ出した汚水は飲料水を汚染させる恐れがあります。	
理由 (必須) A は水利権の侵害に当たります。 B は人格権 (身体的人権権) の侵害に当たります。 以上のことから本件は設置してはならないと判断できます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
・事前に公表されている処分、処置方法で安全であると言える 根拠が十分であると思えない。年数がたてば土壌水が川に 流れ込むのではないかと ・大山田地区に処分場と計画した理由が分からない。	
理由 (必須)	
・全国の同様の案件でも問題とされているため	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田 73

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月 28日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 水質汚染	
理由 (必須) 生活用水、農業用水が汚染される恐れがある	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田-70

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 地域生産物 (米、野菜など) に影響した場合や土石流が発生した場合の保証の説明をして下さい。	
理由 (必須) これまでの説明会では説明が無いため	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
中村区は下流域であり、廃棄物が大雨などにより、 山田水源に流れ込み、飲料水の汚染、農業用水の汚染 の可能性が大であり、設置に反対です。	
理由 (必須)	
飲料水・農業用水の汚染の恐れがある為	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田-81

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
別紙	
理由 (必須)	
別紙	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

210-82

産業廃棄物事業計画書に対する意見

1 意見

下記の理由により産業廃棄物処理施設の設置に反対します。

2 理由

(1) 地域性

当該地域は、伊賀市東部で淀川源流域に位置し、人工林を主とする地域ですが、自然環境は良好で、動植物の多様性にも優れ、希少種や絶滅危惧種なども生息している地域で、開発によりこれらが消失することは明白で、自然環境の破壊につながり救済手段がありません。

また、淀川源流域を流れる谷川の水は、山林による保水力できれいな水が流れ、下流では水田を潤し良質な伊賀米の生育に欠かせないとともに、山田地域では服部川の表流水を水道水として活用していることから、開発に伴う異物混入による危険が排除できません。国では、環境基準が定められていますが、現在の環境は国の基準よりもはるかにきれいで、現在の谷川の水質が今後も維持されなければなりません。

降水量については、近年の温暖化により、輪島のように線状降水帯の発生危険も高く、笠取山周辺では過去に時間 100mm を超える大雨も観測されていることから、高低差の少ない里山でも、土砂災害の危険も高く、この地域の開発及び産業廃棄物の堆積には崩壊の危険要因が大きくなると危惧しています。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物には多様なものが含まれ、これらは光、水、空気、温度、バクテリア、菌等との接触により、必ず長期間を経て劣化し分解又は結合し、ガス、液体、熱、別の化合物を発生させ、これらの拡散、流出、地下水への流入により、何年先になるかはわかりませんが、将来的に水稻の栽培ができなくなったり、井戸水や水道水として活用できなかつたり、自然生物の消滅等の危険が大きいと危惧しています。

当地域では、南海トラフ地震で震度 6 強が想定されていて、地震発生に伴う施設の崩壊又は堆積産業廃棄物の崩壊の危険も排除できません。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

服部川流域で生活している人々の命である水道水、その水源地帯である住民の格権や「つぎ米・特Aの伊賀米」を生産する者の農業用水、水権。その水質と、生きものや景観の保全のために、先人達が命をかけて植林等を行い、良い水質と山林の保護を続けて来た生活環境をふみにじらるものである。

理由(必須)

近年の気候の変化、大雨等の大災害が続出している現状を考えると、当産業処分場計画について、業者は一般的に汚染は無いと説明しているが、各地で問題が多発している現状である。行政の検査等無き搬入される物体等には有害物質の混入は不可避である。また処理施設構造についても水質汚濁、汚染水が処分場外に拡散する可能性が大きい。搬入車両が原因の排気ガス、交通事故等の増加等将来的永年被害を被る処分場の設置には、子子孫孫の代まで大反対である。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・ <u>生物</u> <u>景観</u> ・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

大上田地区は、水が美しく米の産地であり水道水と販賣水
が分けています。なぜ、産業廃棄物処分場を大上田に設置
するのか。大上田の良さを潰すのか。ダメに決まっている
(同じ地区に同じ会社のニチニチ薬がある)

理由 (必須)

なぜ、水質を含め環境を悪化させる産業廃棄物処分場
を設置する権利があるのか。反対に決まっている

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

2024-09-24

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
汚染水の流出が心配のため反対あり	
理由 (必須)	
有害性のある産業廃棄物の搬入が心配。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます) なぜ" 最"と早く計画を知り、住民に説明が 出来なかったか、大きな問題点と思う。	
理由 (必須) 今になって意見書を提出しても可能か? 旧大山田地区に説明を求めます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

240-86

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産業廃棄物の処分場の設置には反対する 人々の多くは飲水が汚染する事である これから先も設置して汚染した場合にたれが責任を 取るか、おまわりでは困っています、兵庫県知事ではないか 人々の命を脅かしてはい ないかと思っていますのか 理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
処分場外への汚染水の拡散が考えられ、三河川への流入が不可避。生活用水も三河川に依存者として、到底容認できません。 より、下流域に生活者として、処分場の建設により、水回反被害。	
理由 (必須)	
将来に渡り、安心して暮らしていくための基本的な生活権を侵害するものである。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

114-88

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
自然豊かな大山田です。 農業用水が汚染されたり、飲料水にまで影響がないか 非常に心配な問題です。 付近の地域には、悪臭が発生すると考えます。	
理由 (必須)	
環境が壊されることについては、賛同出来ない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物・ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
最終処分場の建設反対の一番の理由は水質汚染。我々下流域に生活している者に将来的にどのような被害を受けするか、建設関係者は住みますか？ 住めますか？ 5 年後、10 年後に責任をもちますか？	
理由 (必須)	
水に健康被害です。飲料水です。また農作物への影響です。断固反対です。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気 ☒ 水質 騒音・振動・悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 下流に水道水取水地があり、飲料水が汚染される恐れがあります。又、優良農地伊賀市の土壌汚染が危惧されます。これは大気汚染も引き起こされる公算が大きい。 こうしたことから産業建設に反対します。	
理由 (必須) 上記意見のとおりです。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ☒ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
土壌汚染による農作物の風潮被害が懸念する。 河川(水質)汚染地下水汚染が懸念する。 道路の被害(トラック通行による凸凹) 処分場建設に断固反対!!	
理由 (必須)	
生活をして行く上で環境が著しく支障をきたす為 地域が安心、安全で生活をしたい為	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

山田 - 92

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理により汚染される恐れのある 服部川の水を生活用水としている山田地区の 住民にとって重大な事案と思います。1年や2 年でその影響が出るとは思いませんが、この先安 いして暮らせる保障がない限りの計画には賛成 しかねます。	
理由 (必須)	
河川の水質悪化が懸念される	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 8 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
絶対反対	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・ <u>生物</u> 景観・その他 (完了後の責任)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 生活用水の汚染・服部川より金網で引水している。特に飲料水等々 農業用水の汚染・米・野菜・果実・その他 河川の汚染・ヘドロ、濁山(鯉魚) 半期間の工事、後は何も会社側は管理義務をしない不安	
理由 (必須) 申請 会社の住所大阪に存在している。取資の数何名か? 株式会社なら杜の経歴等々	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

全国各地の安定型処分場では有害物質の流出による
環境被害が多数起っており、

この様な不安定な安定型処分場を建設することは
許しません。

理由 (必須)

安定型処分場からの有害物質の流出により、農業用水や
飲料水が汚染され、健康被害などが発生するおそれがある
ため、反対します。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
大津夢の里第2処分場が稼働していると言う事は、第1処分場はもう閉鎖下と言う事でしょうか。	
理由 (必須)	
情報不足で判らない	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
大津夢の里第 2 処分場の実績データを証明できる、滋賀県の証明書を示してください。	
理由 (必須)	
信用して下さいの裏付けが必要では	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
搬入廃棄物の確認方法として、車上で目視確認・検査行うとの事ですが、工学的・科学的な検査方法は取り入れないのですか。	
理由 (必須)	
わからない事が多すぎる	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
覆土は計画事業用地にある土を使うとの事ですが、表土はどのように処理されるのですか。表土共々覆土に使用されるのですか。	
理由 (必須)	
わからない事が多すぎる	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)